

【賛助会員規程】

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人広島国泰寺高等学校鯉城同窓会奨学財団（以下「財団」という。）の定款第4条（事業）に定められている「(2)その他この法人の目的を達成するために必要な事業」に基づき、賛助会員について必要な事項を定めるものとする。

（賛助会員）

第2条 賛助会員は、財団が行う事業の趣旨「奨学金給付事業」に賛同する個人及び法人とする。

2 賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 賛助会員が退会しようとする場合は、別に定める「退会届」を提出し、任意に退会することができる。

（賛助会費）

第3条 賛助会費は、年間一口1万円とする。

但し、賛助会費は複数口の申込を可とする。

2 賛助会費は、財団「ゆめ応援資産」への寄附として取扱うものとする。

（賛助会費の使途）

第4条 前条の2 賛助会費は、公益目的事業及び管理費（財団運営）に使用するものとする。

（賛助会費の不返還）

第5条 すでに納入した賛助会費は、返還しない。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、賛助会員について必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年度第1回定時理事会及び令和8年度第1回定時評議員会で決議されたものであり、令和8年9月1日から施行するものとする。